

第4章 その他の紛争解決・予防のための主な団体

第1節 あっせん等

1 弁護士会・紛争解決センター

(1) 弁護士会が運営しているもので、2007年1月現在、全国で24箇所（21弁護士会）に設置されており、「仲裁センター」、「あっせん・仲裁センター」、「示談あっせんセンター」、「紛争解決センター」、「民事紛争処理センター」、「法律相談センター」、「ADRセンター」などと呼ばれている⁵²。

(2) 個別労働紛争問題だけでなく金銭トラブル等幅広く民事紛争問題を扱っているものであるが、一定の経験を有する弁護士等が中立の立場に立って、有料で、あっせん又は仲裁を行っている。（あっせんのみを行っているところもある。）

また、手数料については、紛争解決センターによって異なっており、申立手数料、成立手数料等⁵³の形で費用が必要となる

(3) あっせんによって、当事者の合意がなされた場合、その効力は民法上の和解の効力を持つ。

一方、仲裁については、仲裁を行うには当事者の仲裁によって解決するという合意（仲裁合意）が必要で、その合意に基づいて、第3者である仲裁人に判断を委ねるものである（その結論を仲裁判断という。）。そして、仲裁判断に対しては原則として不服申し立てができず、その効力は確定判決と同じ効力を持つものである。

なお、仲裁は、不服申し立てができないなど強い効力をを持つものであることなどから、あまり利用されていないようである。ただし、例えば、あっせんにより、長期の分割払いにより金銭を支払う合意をした場合に、その履行の確保・保証のため、いわば形式的に仲裁を申し立てるケースがあると考えられる。

(4) 紛争解決センターの利用のメリットとしては、あっせん等の場所を柔軟に設置でき、また、行政機関、裁判所のような管轄もないことで、事業所の所在地にかかわらず、例えば、本人が引っ越して住所地を変更したような場合、そのセンターを利用することも可能となっている。

⁵² 日本弁護士連合会ホームページ参照(http://www.nichibenren.or.jp/ja/legal_aid/consultation/houritu7.html)

⁵³ 例えば、兵庫県弁護士会紛争解決センターの場合、そのパンフレットによると、申立手数料は2万円（申立人のみ）、成立手数料はその解決額により、例えば、100万円までの場合は8%（原則、当事者双方で折半）となっている。

(5) なお、平成16年度の審理期間の平均日数は78.5日、審理回数は2.6回となって
いる⁵⁴。

2 労働組合

例えば、日本労働組合総連合会（連合）では、以下のような取組みがなされて
いる。

(1) 労働相談

都道府県ごとの地方連合会に、「なんでも労働相談」として、アドバイザーの配
置、全国統一のフリーダイヤルによる労働相談業務を実施し、また、相談体制の充
実を図っている。

(2) 個別労働紛争解決のための役割

組織拡大の一環として、非労働組合員を対象に、個人でも加盟できる連合の地域
ユニオン、産業別労働組合への紹介・加入を奨めており、加入者の個別労働紛争に
ついて、いわば企業外労働組合として、労働組合の団体交渉という形で、事実上、
その解決のために仲介の役割を果たしているという側面を持っている。

使用者は、団体交渉を求められるとその応諾義務があり、これを個別労働紛争解
決システムに置き換えてみると、参加義務が有るとも言える。

また、利用者は、労働組合に加入することになるので、労働組合費を納めること
になり、必ずしも適切ではないが、個別労働紛争解決システムに置き換えてみると、
労働組合費を納めるという点において有料と見ることもできる。

(3) なお、個別労働紛争事案の労働相談について、匿名による相談など事例によ ては労働委員会や労働局のあっせんを紹介することもあるが、基本的には、(2) の ような事実上使用者に参加義務のある解決手法を図り、それが不調に終わった場合 は、地域にもよるが、使用者に参加の強制力のない行政機関によるあっせん制度よ りも参加の強制力のある司法制度による労働審判制度等を紹介・利用する傾向があ ると思われる。

第2節 労働相談

1 全国社会保険労務士会連合会

(1) 労務管理等に関する相談、指導等を業務とする社会保険労務士には、企業外の専

⁵⁴ 日本弁護士会連合会ホームページ

http://www.nichibenren.or.jp/ja/legal_aid/consultation/data/kaiketsu_ichiran.pdf

専門家の立場で企業内の労働紛争の予防・解決に向けて取り組むことが期待されるが、各都道府県の社会保険労務士会においては、総合労働相談所を開設し、労働問題の専門家である社会保険労務士による労働相談を無料で実施している。

方法については、各都道府県によって異なり、特定の曜日を定めて実施しているのが一般的であるが、地域によってはフリーダイヤルによって対応しているところもある。

(2) また、社会保険労務士会としての無料の労働相談のほか、委託を受けて、都道府県の労働相談業務として実施するなど、様々な形で社会保険労務士が労働相談に対応しているところもある。

(3) なお、現在、全国社会保険労務士会連合会では、「裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律」に基づく認証紛争解決事業者として、個別労働紛争の解決機関を開設するため、必要な準備を進めている。

2 経営者団体

例えば、各都道府県の経営者協会では、主に会員企業を対象に労働相談を実施している。

経営者協会によっては、常態的な労働相談のみならず、弁護士による法律相談を実施したり、労働問題の専門家によるセミナーを開催しているところもある。

3 法テラス（日本司法支援センター）

(1) 総合法律支援法に基づき、平成18年4月10日に設立された独立行政法人に準じた法人組織で、同年10月より業務を開始し、東京都に本部を置き、地方裁判所本庁所在地（50箇所）や弁護士過疎地域などに拠点事務所を設けている。

(2) ここでは、情報提供業務として、様々な機関と連携協力し、労働問題のみならず様々な問題を抱える利用者に最も適切な機関・団体の情報を無料で提供している。

なお、その他資力の乏しい人のための無料の法律相談、弁護士費用の立替え等の民事扶助業務なども行っている。